定期報告代行サービス利用の発電事業者の皆様へ

太陽光発電設備をお持ちの発電事業者の方々へ大切なご案内です。

弊社では、認定を受けた発電設備の設置に要した費用の報告(「設置費用報告」)及び認定発電設備の年間の運転に要した費用の報告(「運転費用報告」)の代行業務を行うことで、今後発電事業者の方々が直面する下記のような問題が散見されることを確認しました。

● 太陽光発電所における問題

- 1. 経済産業省に申請している土地が、実際に発電所として利用している土地と異なる
 - 事例 1) 固定価格買取制度(FIT)価格 36 円・40 円などの低圧分譲が許されていた発電所を購入していたが、経済産業省に申請している代表土地地番と、区画分譲後の登記地番が一致していない
 - 事例 2) 土地は 20 年間の地上権として賃貸しているが、経済産業省に申請している代表土地地番 と賃貸借契約の土地地番が一致していない
- 2. 発電所として利用している土地地目、地積の変更がされていない
 - 事例3)発電所を中古で売却しようとしたところ、地目が農地のままで売却できない 権利の移転登記は司法書士が行うことができるが、地目・地積の変更は土地家屋調査士で ないと変更ができないため、所有権移転のみ行い、地目・地積の変更がされていない
- 3. 法人代表者の変更や本店所在地の移転を経済産業省の申請に反映していない
 - 事例 4) 法人所在地を変更していたが、中古で売却しようとしたところ経済産業省の変更申請を 怠っていたことが判明
- 4. <u>個人所有の太陽光発電所の所有者が被相続人となったが、電力会社からの売電入金口座のみ相続</u> 人口座に変更し、経済産業省の相続による事業譲渡の申請を怠っていた
 - 事例 5) 太陽光発電所の所有者死亡により、相続財産の対象となっていたことは認識していたが、経済産業省の変更申請を怠っていた
- 5. <u>ネットによる格安分譲物件を購入したため、モジュール(パネル)の保証書が再発行できない</u> 事例 6) 太陽光発電のパネルは正規代理店から購入しておらず、保証書の再発行ができない

上記のような場合、将来的に太陽光発電所を売却しようとしても売却できない恐れがあります。 弊社では、定期報告サービスをご利用頂いた発電事業者の方々に「将来の発電所売却に問題点がないか」、「売却するために必要書類が揃っているか」などの診断サービスを開始いたしました。

<太陽光発電所 診断サービス内容と料金>

定期報告代行サービスを利用している発電事業者の方々に下記料金にて診断サービスを提供します。

名称	太陽光発電所 診断サービス
料金	3,000円+税 ※1
	・太陽光発電所の経済産業省への申請内容と、実際の登記土地等の確認
サービス内容	・太陽光発電所売却に必要となる書類の確認
	・太陽光発電事業者の経済産業省への申請内容と、所有者情報の確認

※1:上記料金は1つの認定 ID に対する料金です。50kW 未満低圧設備を複数お持ちの事業者様は、認定 ID 数分の上記料金が必要です。

くご用意頂きたい書類>

既に定期報告代行サービスを利用している発電事業者の方々では、お受け取りしている書面もございますが、本サービスでは下記書類が必要となります。

・発電設備契約書
・土地売買契約書もしくは、土地賃貸借契約書
・保守管理契約書(メンテンス契約書)
・モジュールおよび、パワコン保証書
・単線配置図 ※2

※2:既に弊社にお送り頂いている資料は弊社担当者と連携のうえ、二重で送信頂く必要はございません。

<診断サービスのお申込み方法と流れ>

- ① 別紙「診断サービス申込書」に必要事項をご記載のうえ、PDF ファイル化した申込書を下記メール アドレスに添付ファイルで送信ください。
- ② メール件名には「診断サービス希望」とお書きください。本文は不要です。
- ③ メール受信確認後、ご頂戴しましたメールアドレスに「診断サービス料お振込口座」と「ご提出頂く必要書類」をご連絡致します。
- ④ 診断サービス料のご入金および、必要資料の送信確認し次第、弊社作業に入らせて頂きます。
- ⑤ 診断が済みましたら、「診断結果通知書」をメールで送信します。
- ⑥ 診断結果につきましてのお問合せは、下記お問合せ先もしくは、弊社担当者にご連絡ください。

くお問合せ先>

株式会社BPアレンジメント 太陽光事業部 (e-mail; taiyoukoucheck@bp-arrange.com)

〒102-0083 東京都千代田区内幸町 1-3-1 幸ビルディング 9 階

TEL 03-6205-4247 / FAX 03-6205-4242